

第4章 立川市における自殺対策への取組

1. 計画の基本的な考え方

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、誰にでも起こりうる危機です。自殺の原因は、一つではなく、経済・生活問題、健康問題、家庭問題、いじめ問題等の社会的要因が複合的に連鎖して起きていると言われています。これら自殺リスクにつながる諸問題は、現在の市が抱える課題でもあり、これらの課題解決に向けて取り組む中で、市民・職員一人ひとりが自殺リスクに気づき、必要な支援へつなげるという意識を共有することが重要です。



た とえ小さな叫びでも
ち かづき
か たらい
わ かしあう



2. 基本理念

国の自殺総合対策大綱における基本理念である、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」を踏まえ、第1次計画に引き続き、「誰も自殺に追い込まれることのない立川市の実現」を基本理念とし、本市のこれからの自殺対策を推進します。

3. 基本方針

本計画は、令和4（2022）年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱と立川市の現状を踏まえ、立川市は以下の5つを「基本方針」とします。

（1）生きるための包括的な支援～「生き心地の良いまちづくり」～

自殺のリスクが高まるのは、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時とされています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

立川市は、「生きる支援」に関するあらゆる取組を総動員して、「生き心地の良いまちづくり」を目指します。

改定案

（２）関連施策との有機的な連携

自殺に追い込まれようとしている人が、安心して生きるためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策や、人々の組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独、孤立、生活困窮、児童虐待、ひきこもり、病気や介護等、関連の各分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を行っていきます。さらに連携の効果を高めるために、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切なサービスを受けられるようにすることが重要です。

（３）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策には時系列的な対応の段階として、３つの段階があり、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において効果的な施策を講じる必要があります。

【自殺対策の時系列別の段階】

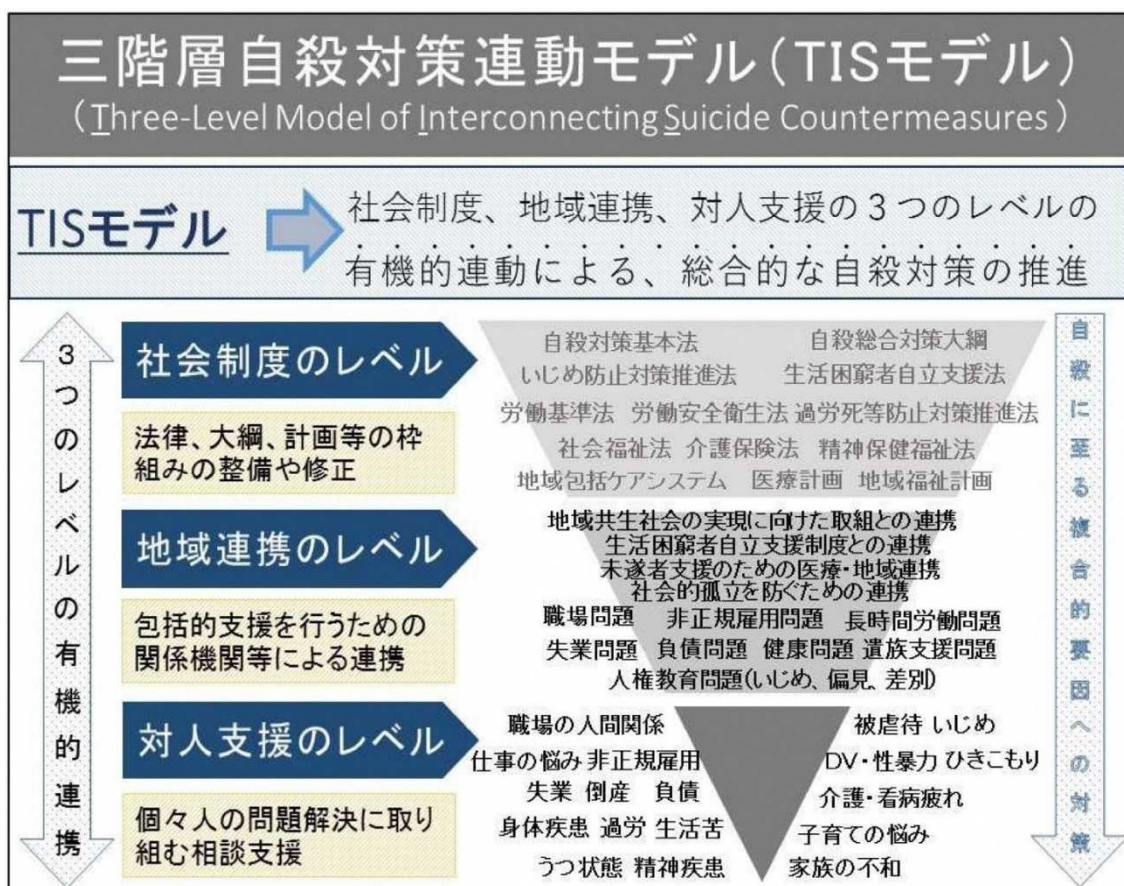
		事後対応の段階
事前対応の段階	危機対応の段階	自殺や自殺未遂が生じてしまった段階
	現に自殺発生の危険がある段階	
自殺の危険性が低い段階		

改定案

さらに、自殺対策に係る個別の施策を以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進していきます。

- ① 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- ② 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- ③ 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。



三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）

改定案

（４）実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。かつて「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、2006年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されるようになりました。立川市でも、自殺に追い込まれた方の心情等への理解を深めることも含め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインにいち早く気づき、精神科医等の専門機関や支援機関等につなぎ、その指導や支援を受けながら見守っていけるよう、広報や教育を含む取組が必要です。

（５）関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、立川市役所だけでなく、救急救命や精神科をはじめとする医療機関等の関係機関や、民間団体、企業、そして市民一人ひとりが連携・協働し、地域が一体となって自殺対策を推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、共有をした上で、相互の連携・協働のしくみを構築し、ネットワークとして機能していくことが重要です。

「誰も自殺に追い込まれることのない立川市の実現」に向けて、行政や医療機関、民間団体、さらには市民一人ひとりが一丸となって、連携・協働し、それぞれがそれぞれにできることを取り組んでいく必要があります。

（６）自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

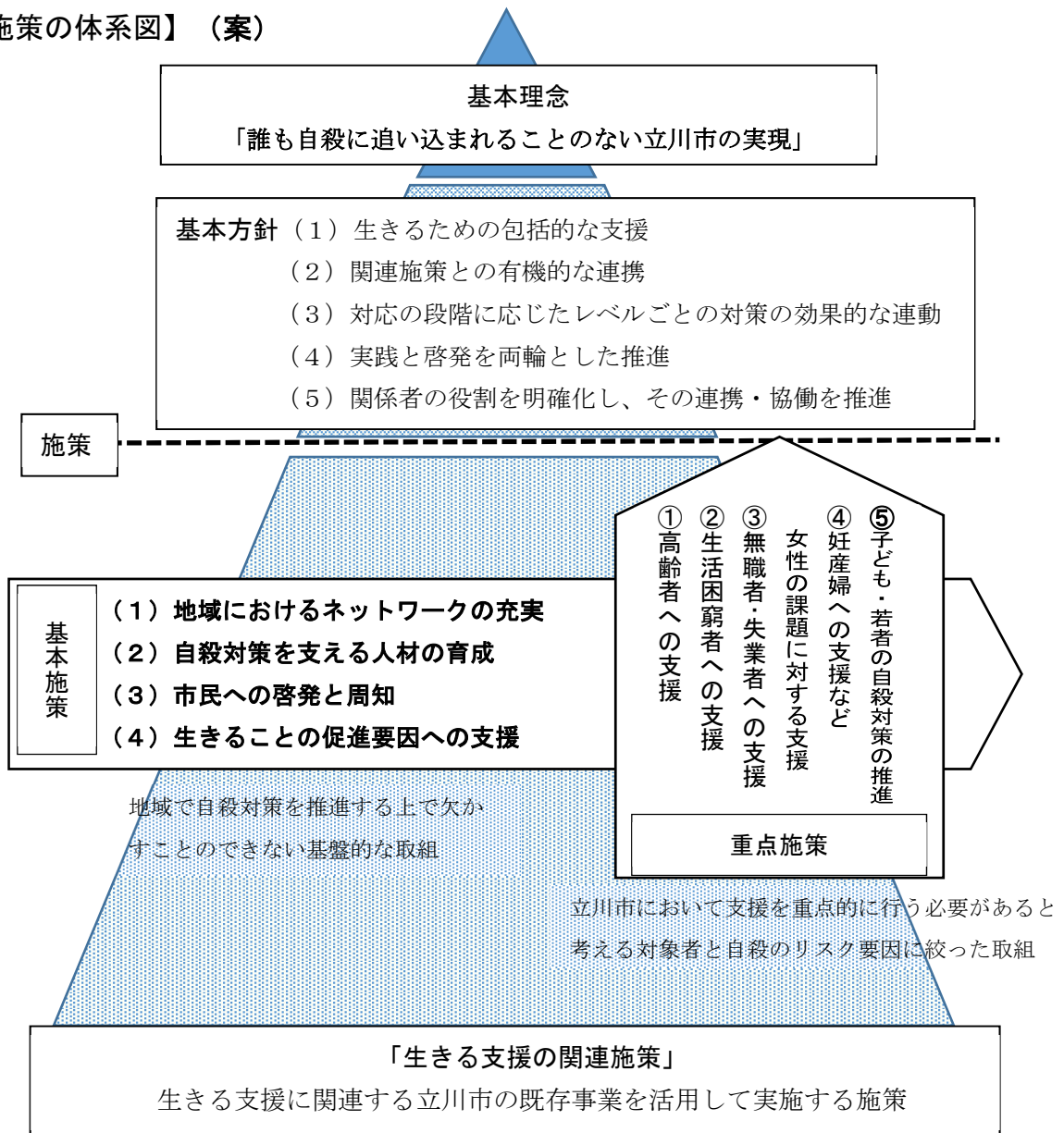
市や民間団体等、自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

改定案

4. 施策の体系

本市における自殺対策は、国が定める「市町村自殺対策計画策定の手引き」において、市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」に加え、立川市における自殺の現状を踏まえて取り組む「重点施策」、さらに既存の事業を活用していく観点でまとめた「生きる支援の関連施策」という、大きく3つの施策群で構成します。

【施策の体系図】（案）



第5章 立川市における施策

1. 基本施策

立川市において地域の自殺対策を推進していく上で欠かすことのできない基盤となる取組です。これらの施策を連動させて総合的に推進し、自殺対策の基盤を充実・強化していきます。

基本施策1 地域におけるネットワークの充実

- ・ 市内ネットワークの充実
- ・ 関係機関との連絡体制の充実
- ・ 特定の問題に対する連携・ネットワークの推進
- ・ 地域の関係者のネットワークの構築・強化

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

- ・ ゲートキーパー養成講座の開催
- ・ こころの健康教育
- ・ 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

基本施策3 市民への啓発と周知

- ・ リーフレット等の啓発グッズの作成と配布
- ・ 自殺予防週間や自殺対策強化月間におけるキャンペーンの実施
- ・ 自殺や自殺関連事象等に関する知識の普及、うつ病等についての普及啓発

基本施策4 生きることの促進要因への支援

- ・ 居場所づくり活動
- ・ 相談事業
- ・ 自殺未遂者への支援
- ・ 残された人への支援
- ・ SNSをはじめとしたICTの活用の検討

改定案

基本施策１ 地域におけるネットワークの充実

自殺対策を推進する上で、基盤となる取組が、地域におけるネットワークの充実です。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワークと自殺対策との連携の充実にも取り組みます。

（１）庁内ネットワークの充実

立川市いのち支える自殺総合対策推進本部

立川市では自殺対策を、「生きることの包括的な支援」と位置づけ、市長をトップとした推進本部を設置しています。庁内関係部署の緊密な連携や協力のもと、市全体の取り組みとして自殺対策を推進します。

（２）関係機関との連絡体制の充実

①立川市いのち支える自殺総合対策連絡協議会

保健、医療、福祉、警察、消防、教育等の関係機関や行政機関から構成され、庁内外で連携・協力して総合的な自殺対策を推進します。

②総合的な見守りネットワークの推進

立川市では、孤独死を防ぎ、住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるように、全庁的な「見守り」を行っており、市民からの連絡等により担当部署の職員が安否確認を行い、必要な支援につなげていきます。

（３）特定の問題に対する連携・ネットワーク充実

虐待や生活困窮、若者の自殺対策支援など、特定の問題の相談を受ける機会のある部署において、より早い段階で適切な相談機関等へつなげられるよう、庁内の窓口等の連携体制の充実を図ります。

（４）地域の関係者のネットワークの構築・強化

保健所や近隣自治体、医療機関等と連携・協働し、若者の自殺対策を推進していきます。

改定案

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

地域の自殺対策が有機的に機能してくためには、それを担い支える人材が必要です。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上で、基礎となる重要な取組のひとつです。

(1) ゲートキーパー養成講座

ゲートキーパーは、保健・医療・福祉・教育・経済・労働・地域など、様々な分野や職種、立場において、悩みや生きづらさ等により、自殺を考えている人に気づき、必要な支援や相談機関につないだり、見守る役割を担います。

市では、市職員をはじめ、身近な地域で担い手となる市民を増やし、また、様々な分野の専門家や関係者が自殺対策の視点を持つための研修等を推進します。

(2) こころの健康教育

直接自殺をテーマにしたものに限らず、不眠やうつ病など、メンタルヘルスに関連した講座を開催し、精神科疾患やストレスマネジメントの知識を普及啓発します。

市による事業だけでなく、市民向けの講座を実施する医療機関や事業所などとも連携し、こころの健康教育の観点からも、市民等が自殺対策に関連した知識を得られる機会を増やしていきます。

(3) 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

自殺総合対策に係る相談や支援を行うことは、心身に大きな負担がかかると考えられることから、支援者に対して対応方法等についての研修・講習会の実施を検討します。

基本施策3 市民への啓発と周知

様々な理由により、自殺を考えている人を適切な支援につなげるには、普段から市民や関連機関、その他の支援者が、それぞれの課題に応じた様々な相談機関や相談窓口の存在を知っていることが必要です。

自殺に追い込まれそうになっている方を適切な相談窓口等につなげていくため自殺に関する相談機関やその他の相談窓口等に関する情報提供を行います。また、地域の広報媒体や図書館等の施設と連携し、広く地域全体に向けた啓発や相談先の周知を行います。

(1) リーフレット等の啓発グッズの作成と配布

① 生きる支援に関する相談機関の連絡先を掲載した情報グッズ等の作成

立川市の地域特性を考慮した相談場所をまとめたカード等を作成します。また悩みを抱えた人が相談先や支援団体等の情報を取得できるように、リーフレットやパンフレット等を作成していきます。

改定案

② 情報グッズの配布

市で作成したカードや情報グッズに加え、国や東京都、関連団体等が作成したチラシやパンフレットも配布します。市税や保険料等の支払い、子育てに関する制度の利用、その他の健康教育事業や消費者生活センター等、各種手続きや相談のための窓口を訪れた市民に対し、情報グッズを配布することで、支援機関等の情報周知を図ります。

（２）自殺防止キャンペーンにおける啓発

国の自殺予防週間(9月 10 日～16 日)と国や東京都の自殺対策強化月間(9月と3月)にあわせて、パネル展示などのキャンペーンを行います。

①広報・ホームページをはじめとしたメディア媒体を活用した周知

広報たちかわでの周知をはじめ、市ホームページや X、LINE などの SNS を通じた情報発信等、各種媒体を活用した普及啓発活動を行います。

②図書館等における情報発信

自殺対策強化月間中に、図書館や本庁舎多目的ホールなど、多くの方が訪れる場所でパネル展示などを開催します。展示では、関連した書籍のコーナーや情報グッズの配布等も行います。

（３）自殺や自殺関連事象等に関する知識の普及、うつ病等についての普及啓発

イベントや講座などで、自殺や自殺関連事業等に関する知識、さらにうつ病等についての普及啓発を行います。

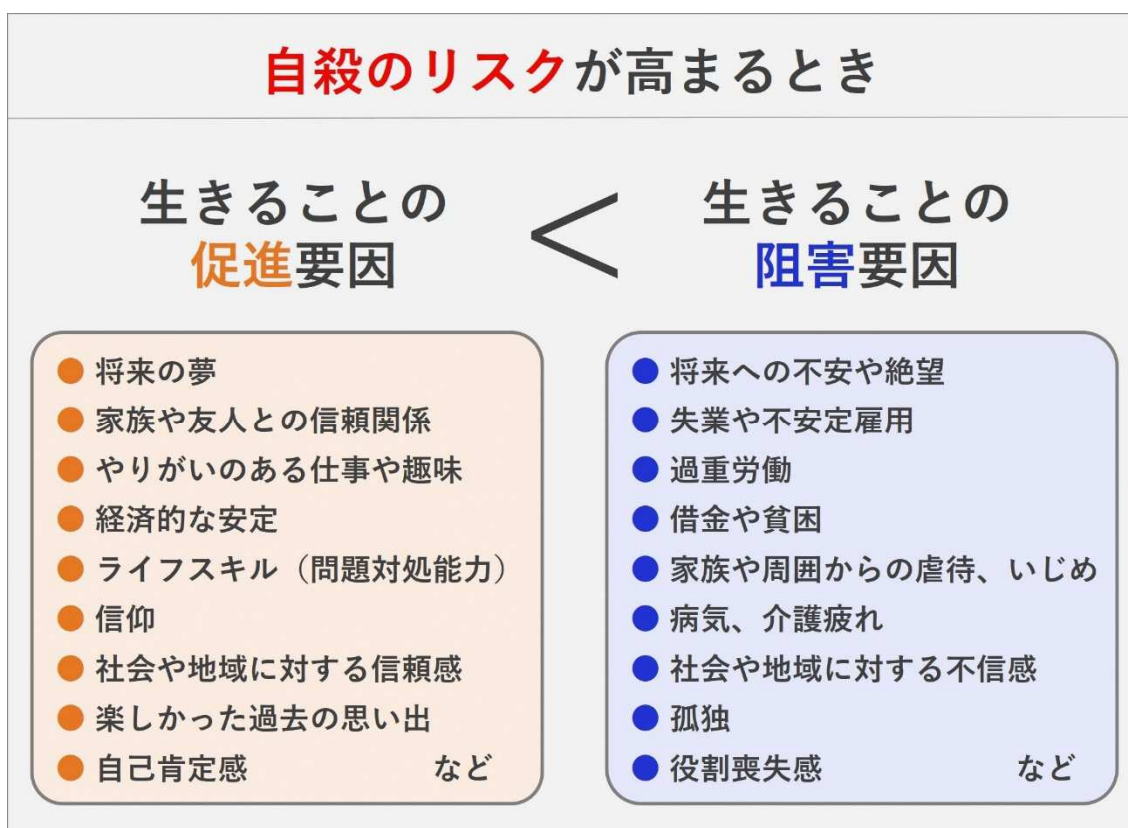
改定案

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回るときです。そのため「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組も重要です。

すべての人にとって、自分が居心地良く過ごせる居場所が必要であり、困った時や不安な時には、安心して相談できる場所が必要です。

立川市では、「生きることの促進要因」を増やす様々な取組を進めます。また、家族や親類、友人などが自殺で亡くなるなど、特別な事情を抱えた方々にも安心して利用できる、居場所や相談窓口の設置を進めます。



（出典）いのち支える自殺対策推進センター ホームページ HOME＞自殺対策概要＞自殺対策とは。

（1）居場所づくり活動

地域にある居場所活動等について把握し、民間団体とも連携しながら、居場所づくりや生きがいくくり活動を支援します。

改定案

（２）相談事業

様々な困りごとに関する相談事業の実施に加え、市以外の公的機関の相談窓口や民間団体等で行われている様々な相談事業について、わかりやすい周知啓発を行います。

（３）自殺未遂者への支援

自殺未遂者が必要な支援を受けることができるよう市・医療・福祉などの関係機関、その他の民間団体と連携したネットワークの構築を検討していきます。またゲートキーパー養成講座などで、支援者の理解を深める機会を作っていきます。

（４）残された人への支援

自殺対策においては残された人への対応も重要であり、自死遺族等への支援として、相続や行政手続きに関する情報提供等の支援と同時に、遺族の孤立防止や心を支える活動が必要です。

自殺によって残された人に対して、民間団体や専門知識を持ったファシリテーター等と連携し、自死遺族支援の取り組みを行います。また、専門機関で実施している自殺遺族者へのグリーフケア^(注 2)や、NPO 団体などが実施しているピアカウンセリンググループ^(注 3)などの周知啓発を行います。

（注 2）グリーフケア：悲しみに寄り添って支援する

（注 3）ピアカウンセリング：同じ立場で話を聞き合うカウンセリング

（５）SNS をはじめとした ICT の活用の検討

自殺対策に関する様々な情報を提供するにあたっては、SNS をはじめとした ICT の活用の検討を行います。

改定案

2. 重点施策

立川市の自殺の現状と課題を踏まえて、「高齢者への支援」、「生活困窮者への支援」「無職者・失業者への支援」、「妊産婦への支援など女性の課題に対する支援」、「子ども・若者の自殺対策の推進」の5つの施策を重点的に取り組むべき施策とします。

重点施策1 高齢者への支援

- ・高齢者に関する相談・支援機関に関する情報の周知啓発
- ・支援者の「気づき」の力を高める取組
- ・高齢者が生きがいと役割を実感できる居場所づくりの推進
- ・高齢者自身や高齢者を支援する家族等への支援の推進

重点施策2 生活困窮者への支援

- ・生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の充実
- ・支援につながっていない人を早期に支援へとつなぐための取組
- ・様々な分野の関係機関が連携・協議する基盤の整備

重点施策3 無職者・失業者への支援

- ・失業等に関する相談支援の充実

重点施策4 妊産婦をはじめとする女性特有の課題に対する支援

- ・支援の「気づき」の力を高める取組
- ・支援につながっていない人を早期に支援へとつなぐための取組
- ・気軽に相談ができるような環境づくりや支援の充実
- ・女性のための相談窓口の充実

重点施策5 子ども・若者の自殺対策の推進

- ・児童・生徒のSOSの出し方教育の実施
- ・教職員への研修
- ・児童・生徒が悩みや不安を相談でき、支援する体制の構築
- ・若者の社会的自立・職業的自立へ向けた支援の推進

改定案

重点施策１ 高齢者への支援

【高齢者の現状と課題】

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱え込みがちです。また、地域でのつながりが希薄になる場合には、問題の発覚が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。さらに、団塊世代の高齢化が顕在化する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族や、引きこもり生活の長期化に伴い、公的な支援につながらないまま親と子どもが高齢化してしまうという、いわゆる「8050問題」など、高齢者本人だけでなく家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えてきています。

これらのことを踏まえると、高齢者の自殺を防ぐには、高齢者本人を対象にした取組のみならず、高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策（生きることの包括的支援）の啓発と実践を共に充実・強化していく必要があります。

（１）高齢者に関する相談・支援機関に関する情報の周知啓発

高齢者とその支援者の悩みや問題に対応する相談先が掲載されているリーフレット等の資料を、関係する講座等の事業や公共施設等で配布します。

（２）支援者の「気づき」の力を高める取組

高齢者の日常生活等を支援する者が、日々の接触を通じて自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐことができるよう、ゲートキーパー養成講座や事業者連絡会や支援者会議等で、自殺の実態や対策について情報提供等を行い、自殺リスクを抱えた人や自殺対策についての理解を進めていきます。

（３）高齢者が生きがいと役割を実感できる居場所づくりの推進

高齢者が気軽に集え、心身の健康の保持・増進や、他者とつながることで安心と充足を感じられるような場の提供や支援を行います。また、各種講座や教室等の開催を通じて高齢者の社会参加の促進を進め、生きがいや社会の中での役割の創出につなげていきます。

（４）高齢者自身や高齢者を支援する家族等への支援の推進

高齢者に関する相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが受けられるよう関係機関やサービス実施機関と連携していきます。また、介護に関する様々な問題についての相談に応じ、必要な介護サービス等へとつなげることで、高齢者自身と高齢者を介護する家族の負担軽減を図ります。

改定案

重点施策２ 生活困窮者への支援

【生活困窮者の現状と課題】

生活困窮は「生きることの阻害要因」の一つであり、自殺リスクを高める要因になると考えられます。生活保護受給者の自殺死亡率は、全国の自殺死亡率の２倍超となっていることから*²、立川市においても生活困窮者や生活保護受給者の自殺リスクは高いと言えます。生活保護受給者による自殺を防ぐには、生活扶助等の経済的な支援に加え、就労や心身面での疾患への治療等、医療や保健等の様々な関係者が協働し、さまざまな取組を通じて包括的に支援を行っていく必要があります。こうした現状を踏まえて厚生労働省は、都道府県や政令市等を始めとする自治体に対して、平成 28（2016）年 7 月に「生活困窮者自立支援制度と自殺対策施策との連携について」を発出しました（第 1 次改正 平成 30 年 10 月 1 日、第 2 次改正 令和 5 年 3 月 20 日）。厚生労働省は本通知において、「自殺は倒産、失業、多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係している」ことを踏まえ、自殺の防止にあたっては、「精神保健の視点だけでなく本人の経済・生活面や人間関係等に係る視点を含めた包括的な生きる支援を展開することが重要」とし、そうした取組は「様々な分野の支援者や組織が密接に連携する必要がある」と指摘しています。このように、生活困窮者に対する支援事業と自殺対策との連動性の向上に向けては、国を挙げての取り組みが進められていることを踏まえ、立川市でも両事業の連携を図り、生活困窮から自殺リスクが高い市民に対し、「生きることの包括的な支援」の提供を充実していきます。

*²：「第 4 回社会保障審議会生活保護基準部会」（平成 23 年厚生労働省）

（１）生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の充実

生活困窮者自立支援制度ならびに生活保護制度に基づく各種の取組を行うことで、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し、「生きることの包括的な支援」を提供するため、取り組みます。

① 生活支援及び自立支援の充実

必要な生活支援及び自立支援事業を行うことにより、生活困窮から生じる自殺のリスクを低下させます。

② 経済的支援を必要とする世帯の児童・生徒の就学・進学への支援

低所得世帯を対象とした資金（子どもの塾代・受験料）の貸付を行い、生活の安定と児童の福祉の増進をはかります。また、生活困窮者自立支援制度等の周知・相談も合わせて行うことで、自立相談支援につなげます。

改定案

（２）支援につながっていない人を早期に支援へとつなぐための取組

生活困窮に陥っており、さらにその他にも様々な問題を抱えている場合などに、本人やその家族などの身近な人が早期に相談窓口につながるができるように、関係機関が連携し、窓口の充実や相談場所に関する普及啓発を行います。またゲートキーパー養成講座等により、支援者の理解も深めていきます。

（３）様々な分野の関係機関の連携・協議の推進

生活に困窮した人ができるだけ早く相談につながり、包括的な支援を受けることができるよう、連絡会などを通じて関係機関での連携を推進します。

重点施策３ 無職者・失業者への支援

【無職者・失業者の現状と課題】

本市の過去５年間（平成３１（２０１９）年～令和５（２０２３）年）における自殺の原因として「健康問題」に次いで多いのが「経済・生活問題」です。就業や労働に関する問題、生活及び経済的な問題等の幅広く深刻な悩みについて、迅速かつ具体的な支援につながるよう、相談・支援体制の充実を図ります。また、本市の特徴として４０歳代男性の自殺死亡率が高い割合となっており、働き盛り世代の抱える課題への支援を行う関係機関と連携し、相談窓口の周知や自分自身の不調に気づくための対策を推進します。

（１）失業等に関する相談支援の充実

経済や仕事に関する様々な問題を抱えた市民に対して相談支援を行い、必要に応じて関係機関との連携・協働を行います。また就労に関する情報の周知を推進します。

① 仕事に関する総合相談やハローワーク等の相談先の周知

失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ビジネス総合相談やハローワーク等の相談先情報を記載したリーフレットの配布等を行い、周知を図ります。

② 医療・保健・福祉の連携

失業に直面した際に生じる心の悩み相談など、様々な生活上の問題に関する相談に対して、関係機関が連携して支援を推進していきます。

重点施策４ 妊産婦への支援など女性の課題に対する支援

【妊産婦をはじめとする女性の課題の現状】

妊娠・出産時は核家族化の進展により十分な援助が受けにくくなっている上、ホルモンバランスや生活環境が大きく変化する時期でもあり、精神面の不調をきたしやすい

改定案

くなります。東京都監察医務院の調査では、平成 17（2005）年から平成 26（2014）年までで、63 例の妊産婦の自殺があり、身体疾患の数倍の妊産婦が精神疾患で死亡していると報告されています。

これらの報告に加えて、市で相談につながる妊産婦の中には、若年妊婦、育児不安、望まない妊娠、経済的な問題等の様々な背景により悩みを抱えている場合があることから、妊産婦への支援について対策を講じる必要があります。さらに、妊産婦におけるメンタルヘルスの重要性は、今後の子育て世代を見据えた支援が必要とされており、本市では、産後うつ等の早期発見・早期治療につなげるため、平成 31 年度から産後うつスケール（EPDS）を導入しています。

こうしたことから、妊産婦への自殺に対する対策を様々な部門と連携しながら取り組みを推進していきます。

また、その他、ホルモンバランスの変化による心身の変化、痩せの問題等の女性の抱える様々な課題や悩み、そのほか、女性の自立や DV 支援等、関係部署と連携して支援を行っていきます。

（１）支援の「気づき」の力を高める取組

妊産婦を支援する人が、日々の接触を通じて自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援へとつなぐといった対応ができるように、ゲートキーパー養成講座等において自殺の実態や対策について情報提供等を行い、自殺リスクを抱えた人や自殺対策についての理解を進めていきます。

（２）支援につながっていない人を早期に支援へとつなぐための取組

様々な相談機関や窓口で、妊娠・出産、子育てに関する相談や情報提供を実施するほか、安心して出産し、子どもを育てることができるよう支援が必要となる家庭について、庁内関係部署等で連携し、積極的に必要な支援につなげます。

（３）気軽に相談ができるような環境づくりや支援の充実

妊娠・出産や育児やその他様々な問題を抱えた女性が、安心して相談や支援が受けられるように、相談先の情報を提供するとともに、必要に応じて関係機関との連携を推進します。子育て中の孤独感や不安感の解消、子ども同士の交流を促すため、相互に交流できる場を通して、安心して子育てができるように支援していきます。

① 相談窓口、支援体制の充実と周知

様々な相談先を掲載したリーフレット配布や関係機関と連携します。

改定案

② 医療・保健・福祉の連携

妊娠・出産・育児を通して生じる様々な悩み相談に対応し、関係する機関が連携した支援を推進していきます。また、家に閉じこもりがちな乳児の保護者に、仲間づくりや外出のチャンスを増やし自信をもって子育てできるよう、育児のやりがいや楽しさを感じられるよう子育てに関わる人や団体等が連携し、互いに強みを生かした連携を推進します。

（４）女性のための相談窓口の充実

女性の抱える様々な課題や悩み、女性の自立、DV 支援等に関する相談窓口や、支援体制の充実を推進していきます。

改定案

重点施策5 子ども・若者の自殺対策の推進

将来の社会を担う、かけがえのない子どもの命を守るためには、様々な問題を抱える子どもの支援に加えて、学校の場においても命の大切さを実感できる教育や、命や暮らしの危機に直面した時に、誰にどう助けを求めればいいのかを学ぶ教育を推進する必要があります。

また、子どもや若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるような環境の整備を推進します。

子供や若者は、辛い気持ちを誰かに相談したり、周りが気づくことが難しい場合があることから、本人の助けを求める声が届きにくい場合でも、周りからの支援ができるだけ早く行えるような支援を行います。また、他者とのコミュニケーションをとることが難しい特性を持っていたり、家庭や生育環境等により様々な問題を抱える子供や若者にも、「生きることの促進要因」を増やし、自分らしく毎日を過ごせるような支援を検討していきます。

(1) 児童・生徒の SOS の出し方教育の実施

児童・生徒が社会において、今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身に付けることができるよう、学習指導要領に基づき、全公立小・中学校で SOS の出し方に関する教育を継続して実施していきます。

(2) 教職員への研修

日頃から、児童・生徒の相談を受けることで、その変化をキャッチする機会が多い教職員が自殺対策を十分に理解することが必要です。「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用した研修を行います。また、子どものサインに気づき、必要な支援につなげられるようにするため、教職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。

(3) 児童・生徒が悩みや不安を相談でき、支援する体制の構築

学校内において児童・生徒が悩みや不安について身近に相談できるよう、各校にスクールカウンセラーを配置し支援していきます。また、教育相談では、学校や家庭における子ども自身の悩み、保護者の不安や心配事（性格・情緒、発達、心身の問題、進路、子育て等）について、心理の専門相談員が相談を受け、助言や心理療法を行っていきます。

さらに、国や東京都が実施している SNS を活用した自殺相談などの情報の周知啓発を積極的に行い、支援を充実させます。

改定案

（４）若者の社会的自立・職業的自立へ向けた支援の推進

青年期においてさまざまな悩みを抱え、生きづらさを感じている若者やその家族に対して、生活面や就労面での自立に向けた支援体制を整備し、将来を見据えた支援を推進します。

子どもの時期から大人の働く社会を支える姿を身近に感じ、児童・生徒が大人に相談できる環境づくりを整え、地域での見守り活動を推進することで、若者の将来の社会的自立や生きる意欲に結びつけます。また、社会生活を営む上で困難を抱えている子ども・若者やその家族に対して、それぞれの特性にあった支援につなげ、自立を促進します。